

静岡市報

No. 63

静岡市葵区追手町5番1号

発行所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発行日 毎月1日・随時

目次

条 例

- 静岡市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 静岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 静岡市清水庵原球場条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・ 13
- 静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 14
- 静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 16
- 静岡市職員退職料等支給条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例・・・・ 17

規 則

- 市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則及び静岡市副市長事務分担規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

＜本号で登載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市手数料条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第63号）

民間端末機による証明の場合の手数料の特例を定めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第64号）

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センター職員に係る基準及び該当職員の員数に関する基準について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市清水庵原球場条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第65号）

静岡市清水庵原球場の第2球場のアマチュアスポーツ等以外に利用する場合の料金を設定するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第66号）

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準府省令の一部改正に伴い、園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置に関する基準について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第67号）

就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、子供の教育及び保育に従事する者の配置に関する基準について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第68号）

家庭保育事業等の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、保育士及び保育従事者の配置に関する基準について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第69号）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、保育士の配置に関する基準について、
所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第70号）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第71号）

水道法に基づく事業計画の変更に伴い、給水人口及び1日最大給水量を変更するとともに、下水道法に基づく事業計画の変更に伴い、予定処理区域面積及び計画処理人口を変更するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市職員退職料等支給条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第72号）

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部改正に伴い、退職料及び遺族扶助料の額について、所要の改正をすることとした。

条 例

静岡市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月10日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第63号

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（民間端末機による証明の場合の手数料の特例）

- 6 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間、民間端末機（民間事業者が設置し、かつ、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機をいう。）を使用して証明を受ける場合における別表第1証明関係等手数料の表の規定の適用については、同表納税又は課税に関する証明の項中「300円」とあるのは「200円」と、同表戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付の項中「450円」とあるのは「350円」と、同表印鑑に関する証明の項中「300円」とあるのは「200円」と、同表住民票又は戸籍の附票に関する証明の項中「300円」とあるのは「200円」とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月10日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第64号

静岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成27年静岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第140条の66第1号ロ（2）」を「第140条の66第1号イ」に改める。

第3条第1項中「員数」の次に「（運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市清水庵原球場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月10日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第65号

静岡市清水庵原球場条例の一部を改正する条例

静岡市清水庵原球場条例（平成17年静岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「球場」の次に「のうち別表に掲げるもの（以下「利用許可施設」という。）」を加える。

第8条各号列記以外の部分中「球場」を「利用許可施設」に改める。

第11条中「、その」を「、利用許可施設の」に改める。

第15条第2項及び第19条第2号中「球場」を「利用許可施設」に改める。

別表中「第15条関係」を「第7条、第15条関係」に改め、同表1本球場の利用料金の限度額の表備考6中「入場料又はこれに類するもの」の次に「(以下「入場料等」という。)」を加え、別表2第2球場の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

利用区分			時間区分	午前	午後	夜間
4月1日から5月31日まで及び8月1日から8月31日まで	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般		1,500円	2,000円	500円
		生徒等及び70歳以上		1,050円	1,400円	350円
	その他の場合			7,500円	10,000円	2,500円
6月1日から7月31日まで	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般		1,500円	2,000円	1,000円
		生徒等及び70歳以上の者		1,050円	1,400円	700円
	その他の場合			7,500円	10,000円	5,000円
9月1日から10月31日まで	アマチュアスポーツ	一般		1,500円	2,000円	

月31日まで及び	又はレクリエーショ	生徒等及び70	1,050円	1,400円	
2月1日から3	ンに利用する場合	歳以上の者			
月31日まで	その他の場合		7,500円	10,000円	
11月1日から翌	アマチュアスポーツ	一般	1,500円	1,500円	
年1月31日まで	又はレクリエーショ	生徒等及び70	1,050円	1,050円	
	ンに利用する場合	歳以上の者			
	その他の場合		7,500円	7,500円	

別表2第2球場の利用料金の限度額の表備考中8を9とし、7を8とし、6の次に次のよう
に加える。

7 利用者が、入場料等を徴収する場合の利用料金の限度額は、この表による金額の3倍の
額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月12日から施行する。

(施行前の準備)

2 この条例による改正後の静岡市清水庵原球場条例別表の規定に基づく静岡市清水庵原球場
の利用に係る利用料金の設定は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月10日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第66号

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項の表中「30人」を「25人」に、「20人」を「15人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第7条第3項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第7条第3項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月10日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第67号

静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年静岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号の表中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月10日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第68号

静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の静岡市家庭的保育事業等の設備及び

運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月10日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第69号

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年静岡市条例第8号)
の一部を次のように改正する。

第47条第2項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月10日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第70号

静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

静岡市消防団員等公務災害補償条例（平成15年静岡市条例第289号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円
分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円
部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の静岡市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び別表の規定は、令和6年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第5条第2項及び別表の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた静岡市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生

じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

- 3 改正前の静岡市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第5条第2項及び別表の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく損害補償及び傷病補償年金等は、新条例による損害補償及び傷病補償年金等の内払とみなす。

静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月10日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第71号

静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成15年静岡市条例第297号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「698,700人」を「665,200人」に改め、同項第3号中「269,000立方メートル」を「258,900立方メートル」に改め、同条第2項第2号中「9,729ヘクタール」を「9,785.2ヘクタール」に改め、同項第3号中「567,900人」を「568,200人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月10日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第72号

静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

(静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例(昭和41年静岡市条例第36号)の一部を次のように改正する。

附則第5条中「平成12年4月分」を「令和6年4月分」に改め、同条の表中「1,132,700円」を「1,163,300円」に、「849,500円」を「872,400円」に、「792,000円」を「813,400円」に、「594,000円」を「610,000円」に改める。

(静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例(平成12年静岡市条例第83号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「平成12年4月分」を「令和6年4月分」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表(附則第2条関係)

退隠料年額の計算 の基礎となってい る給料年額	仮定給料年額	退隠料年額の計算 の基礎となってい る給料年額	仮定給料年額
円	円	円	円
1,301,700	1,336,800	3,557,900	3,654,000
1,354,600	1,391,200	3,735,700	3,836,600

1, 387, 400	1, 424, 900	3, 911, 900	4, 017, 500
1, 420, 300	1, 458, 600	4, 020, 600	4, 129, 200
1, 457, 600	1, 497, 000	4, 126, 700	4, 238, 100
1, 510, 800	1, 551, 600	4, 342, 000	4, 459, 200
1, 556, 600	1, 598, 600	4, 552, 800	4, 675, 700
1, 599, 400	1, 642, 600	4, 594, 200	4, 718, 200
1, 651, 000	1, 695, 600	4, 758, 000	4, 886, 500
1, 703, 100	1, 749, 100	4, 964, 600	5, 098, 600
1, 759, 800	1, 807, 300	5, 170, 100	5, 309, 700
1, 817, 200	1, 866, 300	5, 374, 200	5, 519, 300
1, 888, 700	1, 939, 700	5, 503, 100	5, 651, 700
1, 933, 900	1, 986, 100	5, 640, 400	5, 792, 700
1, 992, 000	2, 045, 800	5, 904, 900	6, 064, 300
2, 048, 700	2, 104, 000	6, 157, 000	6, 323, 200
2, 161, 000	2, 219, 300	6, 291, 400	6, 461, 300
2, 191, 200	2, 250, 400	6, 419, 000	6, 592, 300
2, 277, 800	2, 339, 300	6, 672, 200	6, 852, 300
2, 392, 800	2, 457, 400	6, 785, 100	6, 968, 300
2, 520, 000	2, 588, 000	6, 909, 900	7, 096, 500
2, 584, 900	2, 654, 700	7, 130, 700	7, 323, 200
2, 646, 800	2, 718, 300	7, 353, 700	7, 552, 200
2, 735, 200	2, 809, 100	7, 395, 300	7, 595, 000
2, 787, 300	2, 862, 600	7, 434, 600	7, 635, 300
2, 938, 000	3, 017, 300	7, 474, 000	7, 675, 800
3, 012, 900	3, 094, 200	7, 566, 400	7, 770, 700
3, 090, 900	3, 174, 400	7, 753, 200	7, 962, 500
3, 241, 400	3, 328, 900	7, 939, 900	8, 154, 300
3, 393, 000	3, 484, 600	8, 032, 200	8, 249, 100
3, 432, 600	3, 525, 300	8, 126, 900	8, 346, 300
退隠料年額の計算の基礎となっている給料年額が8, 126, 900円を超える場合において			

は、その年額に1.027を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）を、仮定給料年額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

規 則

静岡市規則第45号

市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則及び静岡市副市長事務分担規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年7月12日

静岡市長 難 波 喬 司

市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則及び静岡市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

(市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則の一部改正)

第1条 市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則（平成23年静岡市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第2号中「本田武志」を「吉田信博」に改める。

(静岡市副市長事務分担規則の一部改正)

第2条 静岡市副市長事務分担規則（平成23年静岡市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「本田武志」を「吉田信博」に改める。

附 則

この規則は、令和6年7月16日から施行する。